

第5回 基準等検討ワーキンググループ

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】公定価格	・・・	4
【資料3】利用者負担	・・・	7

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

(1)子ども・子育て会議のロードマップ

	平成25年度			平成26年度					
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
ア 認可基準等の協議									
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			1	1					
放課後児童健全育成事業の基準			1						
支給認定基準			1						
イ 利用者負担の協議					1				

H26年4月末に政省令公布 → (第3回, 第4回)
H26年5月に国の骨格・仮単価提示 → (第5回)
9月市会に条例案提出 → (第8回)

(2)基準等検討ワーキンググループのロードマップ



	平成25年度		平成26年度		
	第1回 11.27	第2回 1.29	第3回 4.14	第4回 5.12	第5回 7.14
ア 認可基準・確認基準等の協議					
現認可等基準（現状確認）					
国基準部会の議論確認		1		2	
新制度における認可等基準		1		2	
放課後児童健全育成事業の設備・運営基準		1			
イ 支給認定基準(保育の必要性の認定)の協議					
現保育実施基準（現状確認）					
国会議の議論確認		1			
新制度における支給認定基準		1			
ウ 利用者負担の協議					
現利用者負担（現状確認）					
国基準部会の議論確認					
新制度における利用者負担					

H26年4月末に府省令公布 → (第2回, 第3回)
H26年6月に府令公布 → (第3回, 第4回)
H26年5月に骨格・仮単価提示 → (第4回)
9月市会に条例案提出 → (第5回)

協議

協議終了等（確定）

- 1 検討中の国の案をもとに協議
- 2 第3回基準等検討ワーキンググループで協議事項を積み残した場合の予備日

第4回基準等検討ワーキンググループ 協議等まとめ

事務局より、各種基準についての事務局案を説明した。各委員から以下の意見が出された。

(1) 幼保連携型認定こども園の認可基準

- ・職員配置について、30対1で条例化し運用で質を高めていく場合、運用基準の中に質の向上を図ることを明記することが望ましい。
- ・職員配置は子どもにとって手厚い方が望ましいが、20対1では人員確保の観点から、幼稚園からの移行が困難な状況となるのであれば、条例では30対1にしておいて、運用で20対1を目指すとする方がよいのではないか。
- ・一旦条例で20対1にして移行する園が出てこない場合に30対1に緩和できないのであれば、30対1にしておくべきではないか。
- ・国基準で条例化した上で、具体的な実施にあたり現実にあった対応策を検討すべきではないか。
- ・汎用性のある運用が必要である。将来的には20対1を確保できる取組みが必要である。
- ・保育教諭として幼保連携型認定こども園に就職する人材がどれだけ出てくるかも未知数である。保育士不足に加え、幼稚園教諭不足にもなりつつある中で、20対1はハードルが高いように思える。
- ・子どもが小さいうちは大人との関係が大切であるにもかかわらず、30対1と20対1とでは大人とかかわる時間が違ってくる。
- ・長時間の保育について、海外の状況を考慮すると、なるべく20対1が望ましい。

ワーキンググループとしては、事務局案のとおりとするが、運用面で保育の質を高めていくよう検討し、要綱などに職員配置の詳細を明記していくことを求めるとの意見をまとめた。

(2) 確認に関する運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

- ・府令に定められている事項を施設、事業者に求めていくのであれば、市も施設や事業者をバックアップすることや、橋渡しすることが必要ではないか。
- ・施設、事業者の運営に関する情報が保護者などに公表されることは重要である。地域型保育事業者にも情報の提供が求められることを考えると、施設、事業者に作業負担が生じることが予想され、小規模な施設などが実施できるかという問題がある。今後において、施設、事業者及び市との役割分担を明確にしておく必要がある。
- ・保護者がスムーズに情報を得られるよう、工夫してほしい。

ワーキンググループとしては、事務局案のとおりとするが、市は確認を受けた施設、事業者をバックアップしていくこと、および利用者が施設、事業者の運営に関する情報にアクセスできる仕組みを構築することが必要であるとの意見をまとめた。

第5回基準等検討ワーキンググループ 協議事項

(1) 公定価格

利用者負担を協議する前提として、国が示す公定価格の考え方および仮単価の位置づけについて、事務局より説明し、各委員でその内容を共有する。

(2) 利用者負担

本市における現行の利用者負担および国が示す利用者負担の上限額を基に、新制度における本市の考え方について審議を行い、ワーキンググループの意見をまとめる。

その上で、第6回西宮市子ども・子育て会議（平成26年7月29日開催予定）に報告する。

議事（１） 公定価格

1 新制度における利用者負担額と公定価格の概要

（１）利用者負担額

政令で定める額を限度として支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（子ども・子育て支援法 27 条 3 項 2 号、29 条 3 項 2 号）
 = 利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める

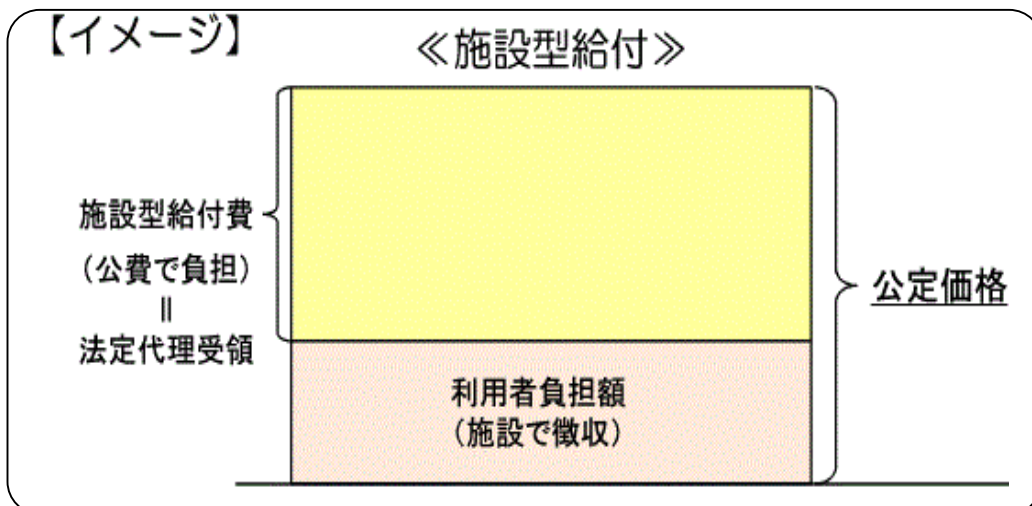
（２）公定価格

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（子ども・子育て支援法 27 条 3 項 1 号、29 条 3 項 1 号）
 = 施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準

（３）施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

市町村は、「利用者負担額」を設定する。



2 公定価格の構造

(1) 公定価格設定の基本的な考え方

基本額は、地域区分別（7区分）、定員区分別、認定区分別、年齢区分別等に応じて金額が算定される。

基本額は、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用として算定される。

人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費などの違いを考慮し、利用定員規模別、地域別の単価設定を行う。

休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても、加算額として算定する。

保育料のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等の徴収）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用の徴収）が可能とされている。

基本額	地域区分	施設の所在する地域(市町村)に応じて設定される事項
	定員区分	施設の利用定員に応じて設定される事項
	認定区分	認定区分に応じて設定される事項
	年齢区分	子どもの満年齢に応じて設定される事項
加算額	加算区分1	地域の状況・勤続年数等に応じてさまざま加算率等が反映される事項 (例) 処遇改善等加算等
	加算区分2	地域区分に関係なく、一律の金額を算定される事項 (例) 冷暖房費加算、栄養管理加算、第三者評価受診等

公定価格仮単価の構成（認定こども園教育標準時間(1号)認定の場合）

基本部分				加算部分1（続く）											
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 〔注1〕	処遇改善等加算 〔注1〕	副園長・教頭設置加算	処遇改善等加算	学級補助加算	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算	処遇改善等加算	第3歳児対応数増加倍算（補完型保育加算あり）	処遇改善等加算	第3歳児対応数増加倍算（補完型保育加算あり）	処遇改善等加算
〇/100地域	〇人から〇人まで	1号	4歳以上児	〇円（〇円）	〇円（〇円）×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率
	3歳児		〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円
〇人から〇人まで	1号	4歳以上児	〇円（〇円）	〇円（〇円）×加算率	〇円	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率
		3歳児	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円

加算部分1（続き）					調整部分						
チーム保育加算〔注3〕	処遇改善等加算	通園送迎加算	処遇改善等加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	〔注2〕	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	年齢別配置基準を下回る場合	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	定員を恒常的に超過する場合
〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円×過当たり実施日数	〇円×過当たり実施日数×加算率	〇円	認定こども園全体の利用定員 〇人～〇人 ※3月分の単価に加算	〇円	（〇円＋〇円×加算率）×人数	（〇円＋〇円×加算率）×人数	（〇円～〇円）×〇/100
〇円	〇円×加算率	〇円	〇円×加算率	〇円×過当たり実施日数	〇円×過当たり実施日数×加算率	〇円	〇円	〇円	（〇円＋〇円×加算率）×人数	（〇円＋〇円×加算率）×人数	（〇円～〇円）×〇/100

療育支援加算〔注2〕	A	基本額 〇円	処遇改善等加算 〇円×加算率	〔注2〕以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 〇円	処遇改善等加算 〇円×加算率	〔注2〕以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
事務職員単上費加算	〇	基本額 〇円	処遇改善等加算 〇円×加算率	認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	①	1級地 〇円	4級地 〇円	〔注2〕以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その新地域：1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算〔注2〕	②	〇円	3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	③	〇円	3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算
施設除去費加算〔注2〕	④	〇円	3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算〔注2〕	⑤	〇円	（限年度）3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算
小児保健給付加算〔注2〕	⑥	〇円	3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算〔注2〕	⑦	〇円	3月初日の利用子ども数	〔注2〕3月初日の利用子どもの単価に加算

〔注1〕年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 〔注2〕チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上4人を超えて加算）
 〔注3〕費の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。
 〔注4〕1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

（2）公定価格仮単価の位置付けについて

新制度への参入等に当たっての判断材料

公定価格の具体的な内容は、国の各年度の予算編成において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものであるが、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するために新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報が必要であるため、公定価格の仮単価が提示されている。

0.7兆円の財源確保を前提とした仮単価

公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引き上げが行われた場合、平成29年度に消費税収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、作成されている。

平成27・28年度単価は予算編成により確定

平成27・28年度は、消費税額が、満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。この場合、平成27・28年度の公定価格は、仮単価の水準とて消費税増収分を反映させない現行での水準との間の水準となることが想定される。

議事（２）利用者負担

1 国が示す基本的な考え方

（１）新制度における利用者負担の基本構造

新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として具体的な水準を設定する。

参考 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会附帯決議（平成 24 年 8 月 10 日）
施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮すること。

現在の保育所に係る利用者負担は、所得税額を基に階層区分を設定しているが、新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、新制度における階層区分については、市町村税額を基に行う。

教育標準時間認定を受ける子ども（1号認定子ども）については、現行の幼稚園奨励助成金を考慮して、利用者が現在負担している利用料を基に、利用者負担額を検討する。

保育認定を受ける子ども（2号及び3号認定子ども）については、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、利用者負担額を検討する。その際に、1号認定子どもの利用者負担額との整合性の確保に配慮する。

利用者負担については、市の財源等の状況により大きく左右されるため、最終的には市において判断を行う。

（２）上乗せ徴収について

教育・保育の質の向上のために徴収されるものであり、保護者に説明し同意を得た上で徴収することができる。

幼稚園入園料の取扱いについては、教育に要する費用を賄うために保育料とともに徴収しているものと考えられているので、新制度では、毎月徴収する利用者負担の中で徴収していくことが基本となる。公定価格中の利用者負担は、月額 25,700 円を限度として定めることとしているが、現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能とされている。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複することがないように設定する必要がある。上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、同意を得ることが必要となる。

新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収を全て「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要である。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担

(1) 国および西宮市における現行の利用者負担(月額保育料)

(単位:円)

階層区分		推定年収	国		西宮市			
			3歳未満	3歳以上	保育所の保育料		保育ルーム・小規模保育事業の保育料	
					3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
A	生活保護世帯等	-	0	0	0	0	0	0
B	前年度市民税非課税世帯(母子・父子世帯等)	~260万円	9,000	6,000	0	0	0	0
	前年度市民税非課税世帯(上記以外の世帯)				4,500	3,000	1,900	1,400
C	市民税 課税世帯(所得税非課税世帯)	~330万円	19,500	16,500	10,400	8,800	6,700	4,800
D1	所得税額 9,500円未満の世帯	~470万円	30,000	27,000	16,500	14,800	7,400	5,300
D2	所得税額 9,500円以上 40,000円未満の世帯				24,000	21,600	17,500	12,600
D3	所得税額 40,000円以上 56,000円未満の世帯	~640万円	44,500	41,500	35,600	30,800	26,500	19,100
D4	所得税額 56,000円以上 103,000円未満の世帯				39,100	33,800	29,400	22,100
D5	所得税額 103,000円以上 129,000円未満の世帯	~930万円	61,000	58,000	56,100	35,400	34,800	25,100
D6	所得税額 129,000円以上 413,000円未満の世帯				59,100	37,300	37,100	26,700
D7	所得税額 413,000円以上 734,000円未満の世帯	~1,130万円	80,000	77,000	79,200	38,100	40,000	28,800
D8	所得税額 734,000円以上の世帯	1,130万円~	104,000	101,000	98,800	41,000	49,400	31,000

(2) 国が示す新制度における利用者負担の基準(上限額)

(単位:円)

階層区分	国				
	推定年収	3号認定子ども (3歳未満)		2号認定子ども (3歳以上)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯等	-	0	0	0	0
市民税 非課税世帯	~ 260 万円	9,000	9,000	6,000	6,000
市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~ 330 万円	19,500	19,300	16,500	16,300
市民税 所得割課税額 97,000 円未満	~ 470 万円	30,000	29,600	27,000	26,600
市民税 所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	~ 640 万円	44,500	43,900	41,500	40,900
市民税 所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	~ 930 万円	61,000	60,100	58,000	57,100
市民税 所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	~ 1,130 万円	80,000	78,800	77,000	75,800
市民税 所得割課税額 397,000 円以上	1,130 万円 ~	104,000	102,400	101,000	99,400

ただし、給付単価を限度とする。

(3) 新制度における利用者負担のイメージ(保育短時間含む)

2号認定子ども(満3歳以上)の利用者負担(月額)

階層区分		推定年収	国		西宮市 (現行水準を基にしたイメージ)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間 ¹
A	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円
B	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	~260万円	6,000円	6,000円	0円	0円
	市民税 非課税世帯 (上記以外の世帯)				3,000円	3,000円
C	市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~330万円	16,500円	16,300円	8,800円	8,700円
D ₁	市民税 所得割課税額 97,000円未満	~470万円	27,000円	26,600円	14,800円	14,600円
D ₂					21,600円	21,300円
D ₃	市民税 所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	~640万円	41,500円	40,900円	30,800円	30,400円
D ₄					33,800円	33,300円
D ₅	市民税 所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	~930万円	58,000円	57,100円	35,400円	34,900円
D ₆					37,300円	36,700円
D ₇	市民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	~1,130万円	77,000円	75,800円	38,100円	37,500円
D ₈	市民税 所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	101,000円	99,400円	41,000円	40,400円

¹ 国の保育標準時間から保育短時間への減額率を、本市における現行の保育料に乗じて算出したもの。
ただし、給付単価を限度とする。

3号認定子ども（満3歳未満）の利用者負担（月額）

階層区分		推定年収	国 〔認定こども園 保育所 地域型保育事業〕		西宮市 (現行水準を基にしたイメージ)		
			保育標準 時間	保育短時間	認定こども園 保育所		地域型保育 事業
					保育標準 時間	保育短時間 1	保育標準時間 保育短時間 (同額)
A	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円	0円
B	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	~260万円	9,000円	9,000円	0円	0円	0円
	市民税 非課税世帯 (上記以外の世帯)				4,500円	4,500円	1,900円
C	市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~330万円	19,500円	19,300円	10,400円	10,300円	6,700円
D1	市民税 所得割課税額 97,000円未満	~470万円	30,000円	29,600円	16,500円	16,300円	7,400円
D2					24,000円	23,700円	17,500円
D3	市民税 所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	~640万円	44,500円	43,900円	35,600円	35,100円	26,500円
D4					39,100円	38,600円	29,400円
D5	市民税 所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	~930万円	61,000円	60,100円	56,100円	55,300円	34,800円
D6					59,100円	58,200円	37,100円
D7	市民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	~1,130万円	80,000円	78,800円	79,200円	78,000円	40,000円
D8	市民税 所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	104,000円	102,400円	98,800円	97,300円	49,400円

1 国の保育標準時間から保育短時間への減額率を、本市における現行の保育料に乗じて算出したもの。
ただし、給付単価を限度とする。

3 1号認定子どもの利用者負担

(1) 西宮市における現行の利用者負担

ア 公立幼稚園の利用者負担

区分	保育料(月額)	入園料
4歳児	9,600円	10,000円
5歳児		5,000円

イ 公立幼稚園保育料減免後の納付すべき保育料

区分	推定年収	減免後の保育料(月額)
	生活保護世帯	-
市民税 非課税世帯(母子・父子世帯等)	-	0円
市民税 非課税世帯	~270万円	1,200円
市民税 所得割非課税世帯		2,400円
平成25年度市民税 所得割課税額77,100円以下 又は 平成26年度市民税所得割課税額が基準額以下の世帯	~360万円	4,800円

ウ 私立幼稚園の利用者負担

保育料(月額)	入園料
17,000円 ~ 30,000円	30,000円 ~ 130,000円

入園料は3年保育、保育料は3歳児の月額。

一部の幼稚園によっては保育料に教材費や給食費を含む場合がある。

エ 平成26年度 就園奨励助成金の支給金額(夫婦と子ども2人のモデル世帯の第1子の場合)

区分	推定年収	支給額(月額)		
		満3歳児 3歳児	4歳児	5歳児
生活保護世帯	-	25,665円	25,665円	25,665円
市民税 非課税世帯	~270万円	16,600円	17,300円	16,600円
市民税 所得割非課税世帯			16,600円	
市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯	~360万円	9,600円	13,700円	12,450円
市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯	~680万円	5,180円	8,900円	7,650円
市民税 所得割課税額211,201円以上 かつ総所得金額800万円未満の世帯	総所得金額 800万円未満	-	8,900円	7,650円

(2) 国が示す新制度における 1 号認定子どもの利用者負担 (月額)

階層区分	推定年収	利用者負担
生活保護世帯	-	0 円
市民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~ 270 万円	9,100 円
市民税 所得割課税額 77,100 円以下の世帯	~ 360 万円	16,100 円
市民税 所得割課税額 211,200 円以下の世帯	~ 680 万円	20,500 円
市民税 所得割課税額 211,201 円以上の世帯	680 万円 ~	25,700 円

ただし、給付単価を限度とする。